

多可町子ども読書活動推進計画



多可町教育委員会

目 次

はじめに	1
第 1 章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 子ども読書活動の意義	
2 計画の目的	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
5 財政上の措置	
第 2 章 多可町の子ども読書活動の現状	3
第 3 章 子ども読書活動推進計画の基本方針	5
子どもの読書活動推進の体系図	
第 4 章 子ども読書活動推進のための具体的な活動の推進	7
1 家庭での読書活動の推進	
2 子育てふれあいセンターでの読書活動の推進	
3 幼稚園・保育所での読書活動の推進	
4 小・中学校での読書活動の推進	
5 児童館での読書活動の推進	
6 図書館での読書活動の推進	
参考資料	
子ども読書活動の推進に関する法律	13

はじめに

多可町では、「天たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可」を基本理念として、「多可町総合計画」を策定し、「笑顔でつつむ、あたたかいまち」を教育の基本目標として位置づけ取り組んでいます。

また、多可町教育委員会では、「多可町教育ビジョン」において、「明日の多可町を担う心豊かな人づくり」を基本目標にかかげ、「子どもたちに夢や目標を育む学校園づくり」「教職員がチーム力を発揮する元気な学校園づくり」「地域から信頼される学校園づくり」を目指し、各種事業の展開を進めているところです。

一方、現代のテレビやインターネット等メディアの発達や普及により、大人はもとより子どもを取り巻く読書環境は急激に変化し、活字離れ・読書離れが指摘されています。昨今話題になっている読解力不足・学力不足の問題を考えても、その基礎をつくっていくのは読書です。つまり、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと考えられています。

国においては、平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、基本となる方針が示されました。

これらの状況を踏まえて、多可町においても、子ども読書活動推進の重要性を認識し、「子ども読書活動の推進に関する法律」に基づき、この「多可町子ども読書活動推進計画」を策定します。そして、この計画により、学校・家庭・地域が一体となってそれぞれ役割を果たすべく具体的方策を明らかにしていきます。

そして、多可町の子どもが読書に親しみ、心豊かにたくましく生きる力を育めるよう、積極的に取り組んでいきます。

平成23年11月

多可町教育委員会

教育長 岸原 章

第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子ども読書活動の意義

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

小さな子どもは、自分で本を読むことはできませんが、親が絵本を読むことによって、赤ちゃんの時から絵本を楽しむことができます。子どもにとって、親のぬくもりや愛情を感じながら絵本を読んでもらうことは大きな喜びであり、読書する楽しさを知ります。絵本を媒体とした、かけがえのない時間の共有は、親子の信頼関係を築き、親子のコミュニケーションを深めます。心豊かな人生をおくる上で、乳幼児期からの読書習慣の形成は、極めて大切と考えられます。

子どもは読書をすることによって、広い世界や未知の出来事に出会うことができます。物語の主人公と共に悩み、悲しみ、喜び、そして感動する中で、しだいに思いやりの心や命を大切に作る心、たくましく生きる力や豊かな人間性が育まれていきます。また読書は、子どもが自ら課題を発見し、考え判断することによって、問題を解決していく主体的な力を培うこともできます。次代を担う子どもたちにとって、読書の果たす役割は、計り知れなく大きいものがあります。

さらに、読書で科学的な知識を得ることもでき、子どもは興味のある本を読むことによって、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的好奇心を培います。一冊の本との出会いは子どもたちに生きる希望を与え、人生を歩んでいく勇気も与えます。

自ら進んで本を読む子どもたちを育てていくことは、子ども自身の将来のために、そしてこれからの社会の発展のためにも欠くことのできない極めて重要なこととなります。多可町の未来は、多くの本を読む子どもたちの健やかな成長とともにあります。

2 計画の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に公布・施行されました。その第二条に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と明確にしています。そして、第四条に「地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

これを受けて多可町では、多可町教育ビジョンに基づいて、「多可町子ども読書活動推進計画」を策定し、次世代を担う子どもたちの読書活動を積極的に推進することとしました。

3 計画の期間

計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。なお、毎年目標の達成度を確認し、策定から4年目の平成26年度には、状況を検証する中で見直しを行うこととします。

4 計画の対象

計画の対象は、子ども（本計画では、おおむね18歳以下の者をいう）とします。

5 財政上の措置

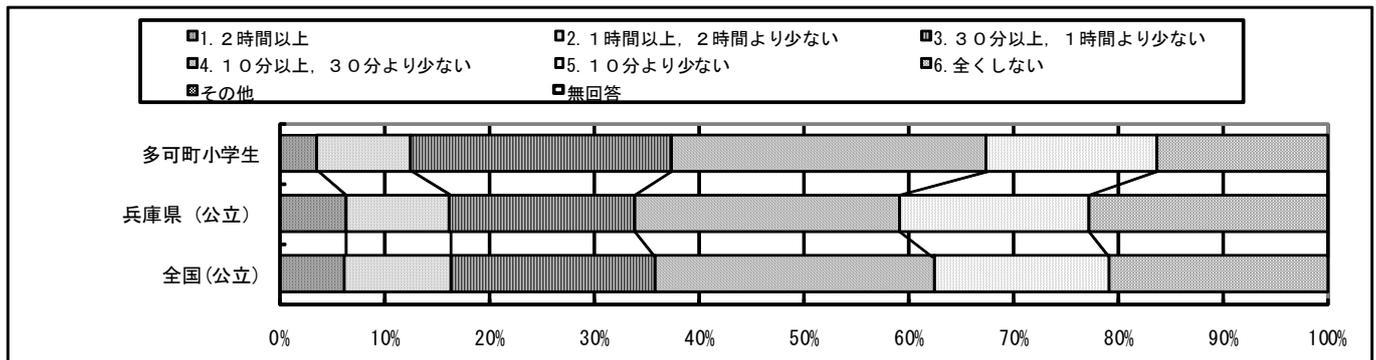
計画の具現化に財政上の措置が必要なものについては、交付金や補助金を活用しながら、年度予算に反映し実現を図っていきます。

第2章 多可町の子どもの読書活動の現状

平成22年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙結果から、子どもたちの読書活動の状況を考察しました。

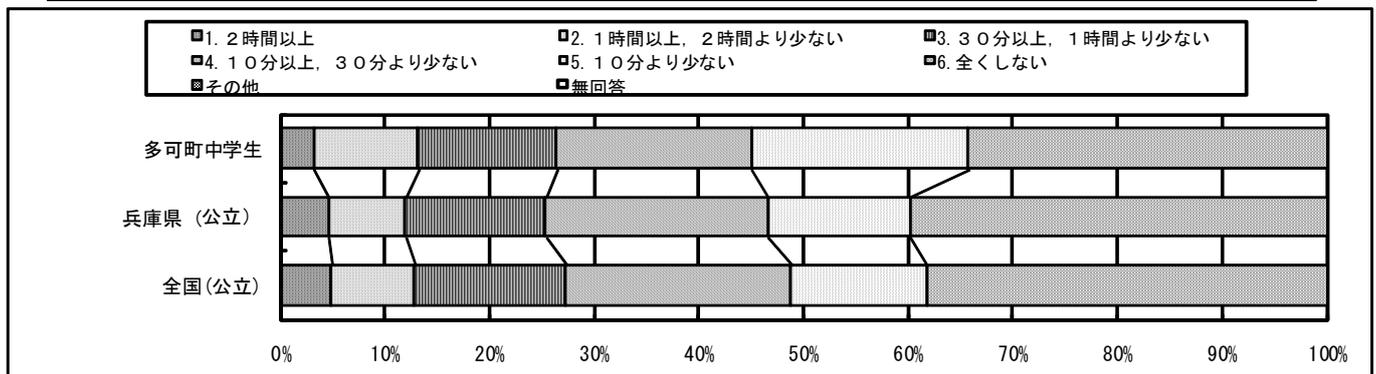
○家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間読書をしますか。

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
多可町小学生	3.7	8.9	24.8	30.1	16.3	16.3	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県（公立）	6.4	9.9	17.6	25.3	18.1	22.7	0.0	0.0	0.0	0.1
全国（公立）	6.3	10.0	19.6	26.5	16.8	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0



小学生については、「30分より少ない」読書をするの割合は、「全く読書をしていない」も含めて62.7%で、1時間以上読書をする割合は、12.6%となっています。1時間以上読書をする割合は、全国平均よりも低くなっています。

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
多可町中学生	3.2	10.0	13.2	18.6	20.7	34.3	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県（公立）	4.7	7.2	13.4	21.3	13.5	39.7	0.0	0.0	0.0	0.1
全国（公立）	4.9	7.9	14.5	21.5	12.9	38.1	0.0	0.0	0.0	0.1

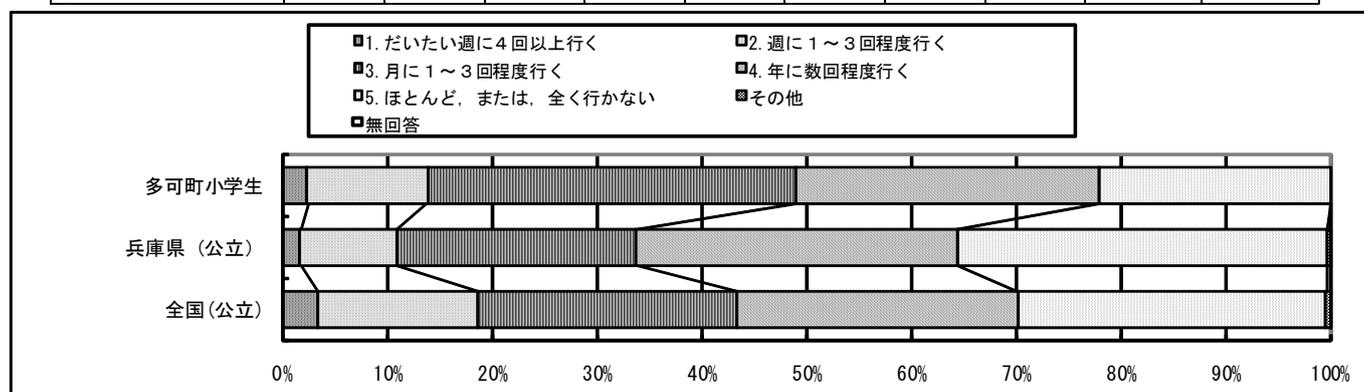


中学生については、「30分より少ない」読書をする割合は、「全く読書をしていない」も含めて73.6%で、1時間以上読書をする割合は、13.2%となっています。

小・中学生で比較すると、1時間以上読書をしている割合は、ほとんど変わりません。しかし、「全く読書をしていない」割合は小学生に比べて、中学生になると約2倍と顕著であり、今後の読書活動を推進する上での課題の一つと考えなければなりません。

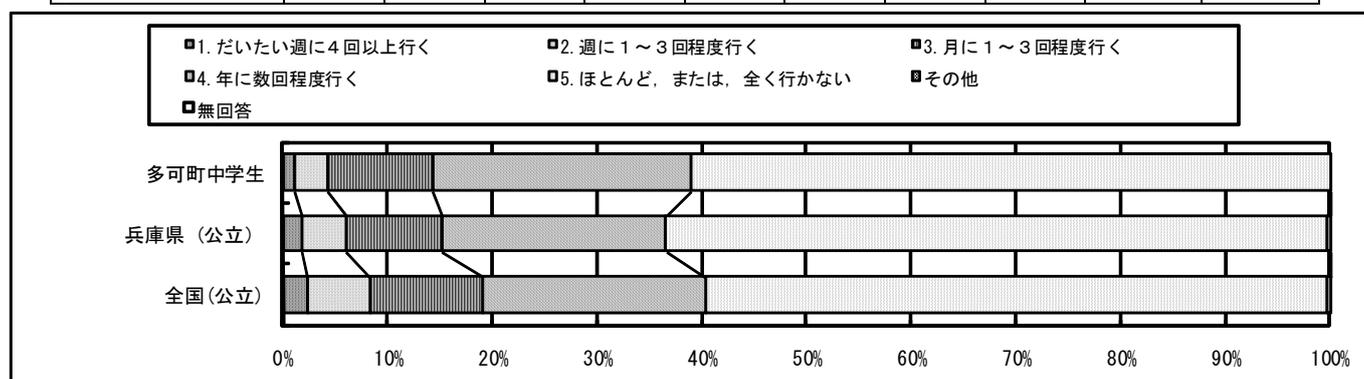
○昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館へどれくらい行きますか。

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
多可町小学生	2.4	11.4	35.0	28.9	22.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県（公立）	1.7	9.2	22.9	30.6	35.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
全国（公立）	3.4	15.3	24.8	26.8	29.4	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1



小学生については、「週に1回以上図書室や図書館に行く」割合は、13.8%となっており、全国平均よりも低くなっています。また、「月に1~3回程度行っている」小学生の割合が一番多く35%となっています。

選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	無回答
多可町中学生	1.1	3.2	10.0	24.6	61.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県（公立）	1.8	4.3	9.1	21.4	63.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
全国（公立）	2.3	6.0	10.8	21.2	59.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2



中学生については、「週に1回以上図書室や図書館に行く」割合は、4.3%で、「ほとんど、または、全く行かない」は、61.1%となっています。小学生同様、週1回以上図書室や図書館に行く割合は、全国平均よりも低くなっています。

小・中学生で比較すると、「週1回以上図書室や図書館に行く」割合は、中学生になると低くなり、「ほとんど、または、全く図書館や図書室に行かない」割合は、中学生になると39.1%も増えています。今後、読書活動を推進する上で大きな課題の一つといえます。

第3章 子ども読書活動推進計画の基本方針

すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動ができるよう次の4つの基本方針の下に計画を策定します。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

すべての子どもたちが、いつでも、どこでも読書に親しむことができるよう、それぞれの子どもの発達段階に応じて、読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

2 子どもの読書環境の整備や充実

子どもたちが自主的に読書を楽しめるように、子どもたちの好きな本を身近にそろえるなど、図書資料や施設設備の整備・充実を行います。また、読書活動への興味関心を高める役割を担う人材への研修を充実します。

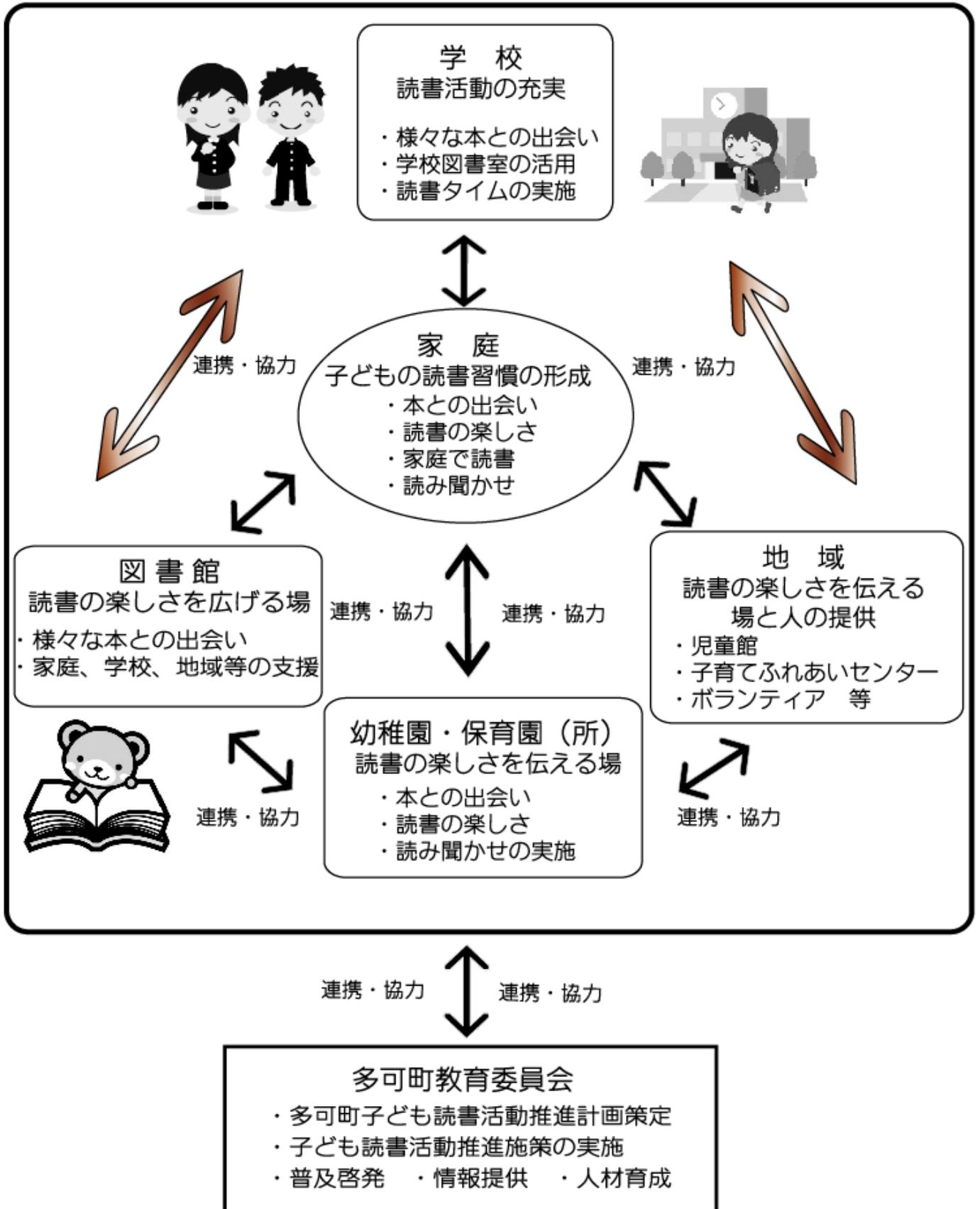
3 子どもの読書活動に関する理解の普及と啓発

子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深めていけるよう、情報提供や広報・啓発活動を展開します。

4 子どもの読書活動を推進する関係機関・団体等の連携

学校・家庭・地域・図書館・行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して読書活動を推進します。

子どもの読書活動推進の体系図



第4章 子ども読書活動推進のための具体的な活動の推進

計画目標の達成に向けて4つの基本方針に基づき、各施設互いに連携を図りながら、それぞれの施策に取り組みます。

1 家庭での読書活動の推進

(1) 家庭の役割

子どもが読書習慣を形成していく上で、最も影響力を持つのが家庭です。家庭は、子どもにとって安らぎの場であり、憩いの場です。赤ちゃんや小さな子どもは、自分で本を読むことができなくても、大好きな父母や家族に絵本を読んでもらったり、話しかけてもらったりすることにより、幸せな時間を築き、本を読む楽しさを知ります。また、家族で一緒に本を読んだり、感動した本や楽しかった本の感想を述べあったりするなどの読書活動は、子どもが読書に親しみ、本と出会うきっかけを作ります。さらに、親子の絆を深め、親子のコミュニケーションを円滑にします。家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、家庭での読書活動が、日常的に継続して行われることにより、子どもの読書習慣は、自然と身に付いていきます。家庭は、子どもの読書活動の入り口となります。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども読書の日」（4月23日）や「子ども読書週間」（～5月12日）、読書週間（10月27日～11月9日）に読書関連行事を実施する。 ・教育委員会や各学校園PTAなどが呼びかけて「ノーテレビ・ノーゲームデー」や「親子読書」「家庭読書」の実践に向けたPR活動を実施する。 ・健康福祉課と子育てふれあいセンターが連携し、母子手帳交付時に、子育てにおける読書の重要性を伝えるパンフレット等を配布したり、健診時に絵本の読み聞かせをしたりするなどの「絵本ふれあい事業」を実施する。 	未実施	実施
		未実施	実施
		未実施	実施
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業として、住民課で、出生届け時に絵本と赤ちゃんへのおすすめ絵本の冊子をプレゼントする。 	実施	継続



2 子育てふれあいセンターでの読書活動の推進

(1) 子育てふれあいセンターの役割

赤ちゃんの体の発達に母乳やミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、抱っこして話しかけてあげることが大事だと言われています。親の肌のぬくもりと愛情を感じながら、やさしく話しかけてもらう時間を持つことが、赤ちゃんの発育に不可欠な栄養素となります。赤ちゃんは絵本を自分で読むことができませんが、親が読んであげることにより絵本を楽しむことができます。0歳児から絵本を媒体とした親子の触れ合いの時間を習慣として持つことは、子どもの情緒面、言語面、思考能力等の発達に大きく関与することが明らかになっています。そのためには、母親の心の安定が必要不可欠であり、母親同士が、仲間づくりをしながら子育てに関する学びや情報交換をするための場が必要です。子育てふれあいセンターは、両親が絵本を通じて赤ちゃんに、楽しい時間を分かち合えるように赤ちゃんに絵本との出会いや、母親同士の出会いのきっかけとしての場を提供し、子どもの健やかな成長と発達を支援しています。子育て支援員が、読み聞かせや語りかけの大切さなどについて、機会をとらえ話すことは、保護者に対する子どもの読書活動の理解と関心の啓発となります。保護者が子育てをスタートさせる時期に、読み聞かせの大切さなどを直接伝える機会と場を提供しています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉課と子育てふれあいセンターが連携し、母子手帳交付時に、子育てにおける読書の重要性を伝えるパンフレット等を配布したり、健診時に絵本の読み聞かせをしたりするなどの「絵本ふれあい事業」を実施する。(再掲) 	未実施	実施
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 就園前の乳幼児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや親子が触れ合う機会を通し、絵本との出会いを提供する。 活動の中に絵本や紙芝居の読み聞かせを取り入れ、楽しみながら、おはなしや絵本に親しむ機会を提供する。 	未実施 実施	実施 継続



3 幼稚園・保育所での読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所の役割

乳幼児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所が、幼稚園や保育所です。保護者が忙しい家庭であっても、幼稚園や保育所で、日常的に絵本や紙芝居などの読み聞かせを行うことで、全ての乳幼児が平等に絵本等の楽しさを体験できる最適な場所です。

幼児期に読書の楽しさと出会うために、幼稚園や保育所においては、幼稚園教育要領および保育所保育指針に示されているように、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」「絵本や童話などを読み聞かせてもらい、イメージを広げる」ことを幼児ができる機会を積極的に創り出していくことが求められます。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、読み聞かせを行う。 ・ブックリストをもとに図書コーナーの整備を図る。 ・ボランティアの協力により、出前おはなし会を開催する。 	実施 実施 実施	継続 継続 定期的に
 家庭における読書活動の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックリストをもとに成長の発達にあった絵本を園だより等で紹介する。 ・絵本の貸し出しを行う。 ・保護者会などと連携し、「園だより」や行事等を通して子どもの読書活動の意義について保護者への啓発を行う。 	未実施 未実施 未実施	実施 実施 実施
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・多可町図書館での子ども向け行事を紹介する。 ・園児の図書館訪問を実施する。 	未実施 実施	実施 定期的に
 教諭、保育士の研修を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ等の研修会を実施する。 	未実施	実施



4 小・中学校での読書活動の推進

(1) 小・中学校の役割

小・中学校においては、国語などの各教科や総合的な学習の時間等を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。学習指導要領においては、小・中学校国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度の育成」や「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度の育成」などを目標としています。また、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開し、主体的・意欲的な読書活動や学習活動を充実するために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図る」としています。

学校図書室は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらに豊かな感性や心を育む「読書センター」としての機能と児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」として機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されます。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 学校図書室を計画的に利用し、その機能の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書室利用指導を実施する。 調べ学習を積極的に実施する。 	実施 実施	継続 継続
 読書に対する意欲を向上させ、読書習慣を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども読書の日」（4月23日）や「子ども読書週間」（～5月12日）、読書週間（10月27日～11月9日）に読書関連行事を実施する。 「めざせ100冊！読書マラソン」運動を実施する。 「朝の読書」や給食前後の時間を利用した「読書タイム」等学校の実情に応じて積極的に読書に親しむ機会を持つ。 委員会活動等により、主体的に読書に関心を持つ活動を実施する。 学年ごとに指定図書を選定を進め、良書を児童生徒に提供する。 	実施 未実施 実施 未実施 未実施	拡充 実施 継続 実施 実施
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 多可町図書館の見学をする。 多可町図書館で職場体験をする。 多可町図書館の団体貸出サービスなどを活用する。 	実施 実施 実施	拡充 継続 継続
 図書環境の整備・充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書室や教室等の校内図書環境の整備をする。 計画的な図書資料構築のための図書費を予算化する。 新刊、推薦図書コーナーを設置する。 	実施 実施 実施	継続 継続 継続
 学校図書室の情報化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 蔵書のデータベース化を進める。 	実施	継続
 学校図書室のための人的配置と教職員等の研修を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 司書教諭の配置を進めるとともに、ボランティアの活用を進める。 読み聞かせ研修などを実施する。 	実施 未実施	継続 実施

5 児童館での読書活動の推進

(1) 児童館における読書活動の役割

児童館は、児童の健全な遊び等を通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館の図書室には、絵本や児童図書、紙芝居が備えられており、地域の子どもたちの身近な読書活動の場になっています。児童館では、これらの図書を活用した様々な活動を行うことが望まれます。担当職員を始め、保護者や読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会やおはなし会の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが、おはなしに親しみ、本を楽しむきっかけともなります。児童館では、子どもたちとのかかわりが特に深いことから、これらの活動が推進されるよう促していくことが求められています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 子どもが本にふれあえる機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動をする。 来館者を対象に随時、職員による読み聞かせやおはなし会などを行う。 	未実施	実施
		実施	継続
 本に触れ、読書に関心を持つように環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館を拠点とする各種事業に集う子どものニーズにこたえるために、計画的に蔵書の拡充を図る。 かえっこバザール(夏休み・春休み)を活用し、多様な本に触れる機会を持たせるとともに、家庭に眠る活用可能な本の回収と活用を進める。 読書に関心を持たせるためのポスターや掲示物などの工夫をする。 児童が読みたい本がいっぱい読めるように図書貸し出しコーナーを設ける。 	未実施	実施
		実施	継続
		未実施	実施
		実施	継続
 図書館との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 多可町図書館の団体貸出サービスなどを活用する。 	実施	継続
 子どもの読書への関心意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> 本をたくさん読んでいる児童を表彰する。 	未実施	実施



6 図書館での読書活動の推進

(1) 図書館の役割

図書館は、子どもにとって、日常生活の中で、自分が読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって、読書を楽しんだり、調べたり、学習できる場所です。保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について司書に相談することのできる場所です。図書館では、子どもや保護者を対象に、読み聞かせやおはなし会の実施、子どもに薦める本の展示や推薦図書リストの作成、図書館だよりの発行、ホームページでの情報発信、各種講演会・講座の開催など多様な活動が展開されており、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。また、子どもの読書活動を推進するサークルやボランティアに対して、活動場所の提供や必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等の支援を行う役割も担っています。図書館は、地域における子どもの読書活動を推進するうえで、中心的な役割を果たすことが求められています。

(2) 具体的な取組

施策の内容	具体的な取組	評価指標	
		現状	目標
 0歳児から絵本を通じて親子のふれあう環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート事業として、住民課で、出生届け時に絵本と赤ちゃんへのおすすめ絵本の冊子をプレゼントする。(再掲) 	実施	継続
 子どもと本との出会いの機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な幼児向けの絵本の会を開催する。 定期的な児童向けのおはなし会を開催する。 読書スタンプラリーを開催する。 	未実施 実施 実施	実施 継続 継続
 学校園等との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校園に新着案内を配布する。 学校園で、おはなし会を開催する。 学校園や児童館等への団体貸出を促進する。 	実施 実施 実施	継続 継続 継続
 年齢に応じた読書活動の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に年齢層に応じたおすすめ本を紹介する。 子ども向け図書館だよりを発行する。 中高生向けの図書を充実させる。 	実施 未実施 実施	継続 実施 拡充
 子どもの読書環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> 要請があれば児童館や学校園以外でもおはなし会を開催する。 障害のある子どもたちが読書に親しめるよう図書の整備等に努める。 学齢前の乳幼児が親子で気兼ねなく図書館を利用できるよう施設整備を図る。 	未実施 未実施 未実施	実施 実施 実施
 図書館の情報化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 図書館のIT化、ネットワーク化を進める。 	実施	継続
 読書ボランティアを育成する。	<ul style="list-style-type: none"> 読み聞かせ、ストーリーテリング等のボランティアを養成するための講座を開催する。 ボランティア活動の場を提供する。 ボランティア研修の場を提供する。 	実施 実施 実施	継続 継続 継続
 職員の資質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館等の研修会へ積極的に参加する。 	実施	継続

参考資料

子ども読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

多可町子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿

区分	氏名	備考
学校園長代表	木俣美代子	加美保育園長
	伊藤 久代	中町幼稚園長
	近藤 文好	中町南小学校長
	宇高 良彦	加美中学校長
小・中学校教職員代表	丸山真由美	八千代北小学校教諭
	宮内三奈子	加美中学校教諭
児童館代表	松田 徹	中児童館長
多可町図書館代表	徳平みゆき	多可町図書館長
教育委員会代表	原 寛	多可町教育委員会教育総務課長
	越川 昌信	多可町教育委員会こども未来課長